

議員提案第48号

新潟市議会委員会条例の一部改正について

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月22日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

青木千代子
高橋三義
串田修平
梅山修
遠藤哲
阿部松雄
古泉幸一
五十嵐完二
小山哲夫
加藤大弥
南まゆみ
吉田孝志
みの欣之
本図良雄
渡辺仁

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟市議会委員会条例（昭和43年新潟市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常任委員の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管)」に改め, 第1項を第2項とし, 同条に第1項として次の1項を加える。

議員は, 少なくとも一の常任委員となるものとする。

第4条の見出し中「設置」を「設置等」に改める。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め, 同条に次の1項を加える。

3 特別委員は, 特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年3月1日）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の新潟市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された各常任委員会, 議会運営委員会又は特別委員会の委員, 委員長又は副委員長である者は, それぞれ, 改正後の新潟市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により各常任委員会, 議会運営委員会又は特別委員会の委員, 委員長又は副委員長に選任され, 又は互選されたものとみなし, 各常任委員会, 議会運営委員会の委員の任期は, 新条例第3条第1項又は第4条第3項の規定にかかわらず, 旧条例の規定による常任委員又は議会運営委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置された各常任委員会, 議会運営委員会又は特別委員会に付議されている事件は, 新条例の規定により設置された各常任委員会, 議会運営委員会又は特別委員会に付議されたものとみなす。